

## 9. 日本語補習校 運営規則

### 第1条 (名称)

チューリッヒ日本人学校に日本語補習校（以下「補習校」という）を置く。

### 第2条 (目的)

補習校は、チューリッヒ市及びその周辺に在住する子女で、全日制のチューリッヒ日本人学校（以下「全日制学校」という）に通学していない者に対し、日本語の補習教育を行うことを目的とする。

### 第3条 (学部・対象者)

- 1 補習校に、幼稚部・小学部・中学部・高等部・国際部を設ける。それぞれの設置クラスは希望者数を考慮して運営委員会が決定する。
- 2 小学部・中学部は、主として日本語を母国語とする子女で、毎年4月1日現在で満6歳以上15歳未満の子女を対象とするが、中学卒業者が受講することを妨げない。
- 3 幼稚部への入園は、4月1日現在で満4歳以上の子女を対象とする。
- 4 高等部は、毎年4月1日現在で満15歳以上の子女を対象とする。
- 5 国際部は、主として日本語以外の言語を母国語とする子女を対象とする。

### 第4条 (授業実施日)

授業は、毎週土曜日に各クラス2時間行う。学年・学期は全日制学校とほぼ同様とし、休業日は原則として全日制学校と同様の長期休業および現地祝祭日とする。  
(土曜日以外に授業を行う場合もある。)

### 第5条 (準用)

前各条に規定する以外の事項については、チューリッヒ日本人学校の規定を準用する。

### 第6条 (改正)

この規定は、運営委員会の決議により改正することができる。

(2012年4月1日 一部改訂)